

狛江市議会委員会条例の一部を改正する条例

狛江市議会委員会条例（平成15年条例第15号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 社会常任委員会 7人 <u>市民部、地域文化スポーツ部</u>、福祉保健部、子ども家庭部及び農業委員会に関する事項</p> <p>（3） （略）</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 社会常任委員会 7人 <u>市民生活部</u>、福祉保健部、子ども家庭部及び農業委員会に関する事項</p> <p>（3） （略）</p>

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月25日 原案可決